

仕様書

1 業務名称

保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託

2 業務委託の目的

高齢者のフレイル予防や生活習慣病等の重症化予防のために、健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）及び介護予防事業について、国保データベース（KDB）システム等のデータを活用して地域の健康課題の整理・分析を行うとともに、費用対効果を考慮した事業の評価を行い、PDCA サイクルに沿った適切な事業実施につなげる。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること

別紙1「データ分析の内容」のうち、「地域の健康課題の分析」に該当する項目の分析を行い、健康課題を明確にするとともに、社会保障費の増減や健康寿命に影響を与える要因について可視化及び考察する。

（2）介護予防事業評価に関すること

別紙1「データ分析の内容」のうち、「事業実施による対象者の経年比較」及び「個人ごとの詳細状況把握」を行う。「事業実施による対象者の経年比較」の事業とは別紙2の事業を指す。

（3）分析結果の報告及び今後の事業展開への助言（年間3回程度の報告）

一体的実施及び介護予防事業に係る分析結果の中間報告を10月上旬までに実施する。また、事前に十分な打ち合わせを行ったうえで庁内外関係部署・関係機関との連携会議に出席し、組織連携を促進できるよう分析結果の報告や事業の方向性について適宜検討・助言を行う。その際、PDCA サイクルに基づく事業となるよう、次年度以降の事業展開について提案すること。

また、会議の結果、追加で分析が必要となった場合は適宜検討しながら追加していく。

（4）発注者が個人情報を匿名化して、受注者へデータを提供するための環境整備

（5）上記に付帯する業務

5 提供データ

受託者へ提供するデータは以下のとおりとし、発注者が上記4（4）で整備した環境下で個人情報を匿名化し、受注者へ提供する。

- ・KDB 突合 CSV データ
- ・別紙2の事業に関連する電子データ

なお、業務委託内容を実施するのに必要なデータ等については、別途協議の上、提供データに追加するものとする。

6 成果物

品名	仕様	数量
分析結果データ	電子データ	1 部
作業報告書	紙媒体及び電子データ	1 部

成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

7 納入場所

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課

8 支払い

- (1) 受託者は、すべての業務完了後、すみやかに業務完了届を本市へ提出し、履行状況の検査を受けること。
- (2) 検査完了後、受託者は委託料を請求することができ、発注者は請求を受けた日から 30 日以内に受託者の指定する銀行口座に一括して委託料を振り込むこととする。

9 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、本市と協議し、市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うこと。

10 個人情報の保護

受託者は、業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月22日 条例第30号）、その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

11 その他

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び担当者の指示に従って誠実に実行すること。
- (2) 本件委託業務の実施にあたっては、円滑な進捗を図るため、実施前に十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。（特に、不明な点が生じた場合は、本市と協議すること。）
- (3) 関係法令を遵守の上、業務を行うこと。また、業務実施の際に「高齢者の特性を踏まえた保健事業のガイドライン第3版」（令和6年3月厚生労働省保健局高齢者医療課）を参考にすること。
- (4) 受託者は委託契約締結後、速やかに工程表（業務スケジュール）を委託者に提出すること。
- (5) 委託者が本業務の実施状況等を照会し、調査または報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (6) 成果物の著作権は千葉市に帰属するものとし、本市は当該成果物の内容を、受注者の承諾なく自由

に公表することができ、作成した分析結果データやグラフ・表・マップ等については、受注者の許諾なしにその加工、二次使用ができることとする。

(7) 契約における損害賠償については、契約書に定めるほか、以下のとおりとする。

ア 本市及び受注者は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、本市と受注者との協議して定めるものとする。

イ 受注者は、業務の遂行について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担することとする。

(8) 本市への成果物を始めとしたすべての提出物、及び会話・文書・メール等すべてのコミュニケーションは日本語を用いることとする。本委託契約の関係者は、日本語による、通訳等を介さない意思疎通が可能であり、本市の意思を正確に把握可能な者とする。

(9) 本仕様書に定めのない業務実施に関する事項や疑義が生じた事項については、別途協議の上、決定するものとする。